

件名	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第6号） ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号） ・改正後の子ども・子育て支援法施行令第4条、第13条、第14条
<p>制定（改正）理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の一環として公布された内閣府令により、利用者負担額の日割計算を行う事由に、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合の保育所の休所」が追加された。新型コロナウイルス感染症等で保育所が臨時休所となった場合、「松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則」で規定する利用者負担額の日割計算を実施し、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>子ども・子育て支援法が改正され、新たに「子育てのための施設等利用給付」制度が創設された。また、従来から実施している「子どものための教育・保育給付」と区別するため、子ども・子育て支援法中の「子どものための教育・保育給付」の認定に係る用語が変更された。これらのことを踏まえ、所要の改正を行う。</p>	
<p>制定（改正）の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額を日割り計算する場合について、松前町では「月途中の入退所」を定めていたが、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合の保育所の休所」を追加する。 ・子どものための教育・保育給付に係る認定の略称である「支給認定」を「教育・保育給付認定」に変更する。 	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	